

## 御船都市計画地区計画の決定（御船町決定）

都市計画 小坂地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		小坂地区地区計画	
位 置		御船町大字小坂字宮田・東八龍	
面 積		約 11.0 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は町の西部に位置し、御船インターチェンジに隣接しているとともに、一般国道 445 号に面しており、広域交通拠点となるインターチェンジの地理的優位性を最大限に活用することができる地区である。この立地条件を活かし、工業・流通業務地として適正な土地利用を誘導し、地域活性化や熊本地震からの早期の復旧復興に資する企業誘致を推進する。
	土地利用の方針		本地区は、周辺の自然・田園環境および住環境との調和に配慮するとともに、敷地内の緑化を図り、魅力的な工業・流通業務地の形成を図る。なお、本地区は河川の浸水想定区域に該当することから、想定される浸水を考慮した浸水対策として、ハード対策及びソフト対策（戸別受信機の設置、避難計画の作成、防災訓練の実施など）を行なうこと。
	地区施設整備の方針		地区中央の南北方向に幅員 10.5～14 m の道路を整備するとともに、地区外周にも幅員 6.5～10.5 m の道路を整備し、円滑な交通処理が可能となるよう道路を適正に配置する。
	建築物等の整備の方針		周辺の自然・田園環境および住環境との調和に配慮した工業・流通業務地として適正な土地利用・建築物を誘導するため、建築物等の用途の制限等を行う。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	道路
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・町道八竜下高野線（幅員 11 m、延長約 260 m）</li> <li>・町道小坂八竜線-1（幅員 11～14m、延長約 70 m）</li> <li>・町道小坂八竜線-2（幅員 10.5 m、延長約 210 m）</li> <li>・町道下高野甘木線（幅員 6.5～7.5 m、延長約 200 m）</li> <li>・町道小坂八竜 1 号線（幅員 10.5～14m、延長約 730 m）</li> </ul>
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	小坂地区
		地区の面積	約 11.0 ha
	建築物等の用途の制限		<p>1. 次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>①建築基準法別表第二（を）項第 2 号に掲げるホテル又は旅館</p> <p>②建築基準法別表第二（を）項第 3 号に掲げるキャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>③建築基準法別表第二（を）項第 4 号に掲げる劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する政令で定めるもの</p>

		<p>④建築基準法別表第二（わ）項第7号に掲げるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</p> <p>⑤建築基準法別表第二（わ）項第8号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。</p> <p>2. 建築基準法別表第二（を）項第7号に掲げる店舗、飲食店、展示場の用途に供する部分の地区計画区域内の全ての床面積の合計が 17,000 m<sup>2</sup>を超えてはならない。</p>
	建築物等の高さの最高限度	周辺の自然・田園環境および住環境に配慮した施設の機能上必要な高さとする事
	建築物等の形態又は意匠の制限	周辺の自然・田園環境および住環境に調和したものとする事
	垣又はさくの構造の制限	道路側は、できるだけ生け垣又は透視可能な柵等とし、周辺の自然・田園環境および住環境に調和したものとする事
備 考		

「区域は計画図表示のとおり」